

### 社会保障こぼれ話

#### 年金保険の基本額上昇

(スウェーデン)

スウェーデンの年金保険は、年金の算出や所得の記録に基本額を用いられている。この基本額の7.5倍が補足的年金保険で対象とされる各人の所得の上限とされている。基本額は消費者物価指数の変動に応じて調整され、この調整により年金額や所得上限も自動的に調整されている。

ところで、消費者物価指数の上昇により、最近基本額がかなり上昇している。この数年間における4月現在の状況では、基本額は1967年に、5,700クローネで、1968年には5,800クローネであった。その金額は、1969年には前年4月と同一であったが、1970年には6,300クローネで、1971年4月には、3月の引上げにより6,700クローネから6,900クローネとなった。とくに、最近の約1年間における基本額の動きは、1970年3月の引上げ以後、8月に6,400クローネとなり、1971年2月には6,700クローネに上昇したが、その翌月には上述したように

改正されている。通常、基本額の動きは数カ月毎に改正されているが、1971年には2月改正に続き、その翌月にも引上げられている。このように、1カ月で基本額が改正されるのは、従来みられなかったことで、その間の事情を示せば、1970年12月に243の消費者物価指数が、翌月には251となっていた。

ちなみに、1969年の基本額は、8月に5,800クローネから6,000クローネとなっているが、後者は製造業における平均賃金の約3.3倍に相当しており、つまり、基本額はこの平均賃金の約3分の1となっていた。また、年金で対象とされる所得上限は、その平均賃金の約2.3倍に当る。なお、基本額の90%と規定される基本的年金は、平均賃金をかなり下まわるが、平均的な賃金水準では、基本的年金と補足的年金を合計した完全年金は、平均賃金の60%以上を目標としている。

(平石長久 社会保障研究所)

### 編集後記

明るい陽ざしに、黄色い山吹きの花が咲きこぼれていた。自然の摂理によって、無心に開いているその花を、人びとは美しいと思う。しかし、山吹の花にとって、人間どもがどのように考えようと、そんなことは無縁なことである。ところで、今年の春はいつまでも気温が低かった。これもまた、自然の摂理であろう。それにしても、今年の気温が低いのは、奇妙な気象の異常というべきかも知れない。この気象異変は記録的といわれるが、最近の異常な気象は、農業に減反と同じ位の影響を与えているそうである。冷害に襲われた農民が、途方にくれることになるのであろうか。

### 海外社会保障情報 No.14

昭和46年4月25日発行

編集兼発行所 社会保障研究所

東京都千代田区霞が関

3丁目3番4号

電話 (580) 2511~3